

調布市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

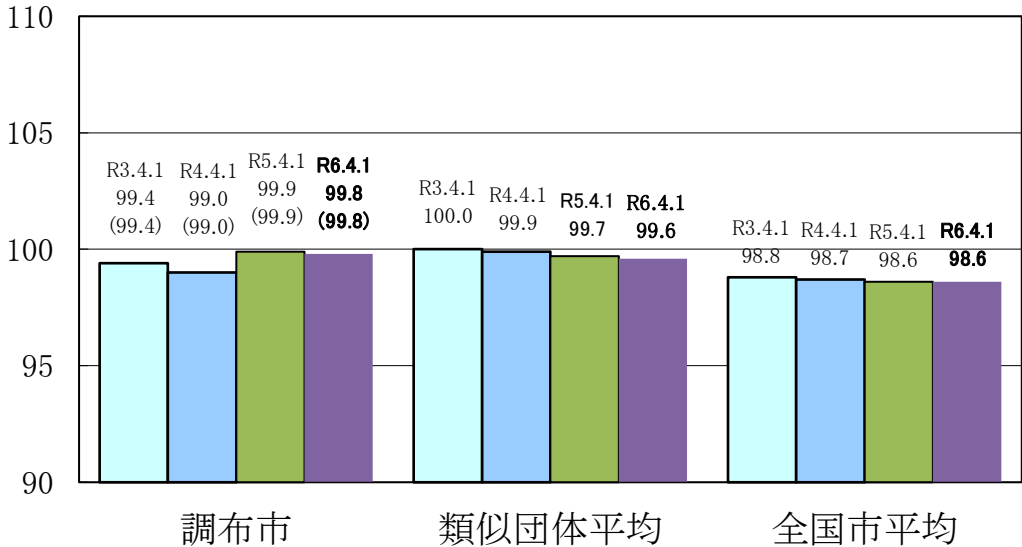
区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 238,774	千円 106,549,574	千円 4,330,141	千円 13,133,421	% 12.3	% 12.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当 期末・勤勉手当	計			
R5年度	人 1,232	千円 4,368,248	千円 1,466,371	千円 2,081,054	千円 7,915,673	千円 6,425	千円 6,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
R5年度	円 409,882	円 406,313	円 3,569	% 0.9	% 1.0	% 0.96

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R5年度	月 4.63	月 4.55	月 0.08	月 4.65	月 4.65	月 4.50

(注)「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 人事院勧告における給与制度の総合的見直し、東京都人事委員会勧告の給与に関する勧告等を踏まえ、給料の額を平均1.1%引き下げ。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、調布市においても16%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施し、経過措置を設け、段階的に支給割合を引上げ。平成27年度は遡及改定を行わず、平成28年度から国基準による支給割合である16%に引き上げ。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成26 年度	平成27年度		平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		4月1日 時点	遡及改 定後									
国基準による 支給割合	12%	13%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
調布市の 支給割合	12%	14%	14%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
調布市	41.8 歳	320,199 円	431,296 円	399,955 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	A／B
				(A)	(国ベース)				
調布市	54.6歳	81 人	326,578 円	399,024 円	387,222 円	－	－	－	－
うち学校給食員	52.7 歳	25 人	331,316 円	404,344 円	392,168 円	調理士	41.9 歳	313,100 円	1.29
うち用務員	56.6 歳	41 人	322,285 円	391,375 円	382,084 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.60
東京都	50.5 歳	1,211 人	286,976 円	388,004 円	353,700 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円	－	－	－	－
類似団体	52.4 歳	91 人	322,640 円	385,796 円	363,860 円	－	－	－	－

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
調布市	—	—	—
うち学校給食員	6,740,228 円	4,112,800 円	1.64
うち用務員	6,379,900 円	3,297,300 円	1.93

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2～令和4年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他の特別給与額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		調布市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	160,100 円	160,100 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	157,500 円	157,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	295,958 円	373,085 円	392,009 円	397,100 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	311,400 円	352,300 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

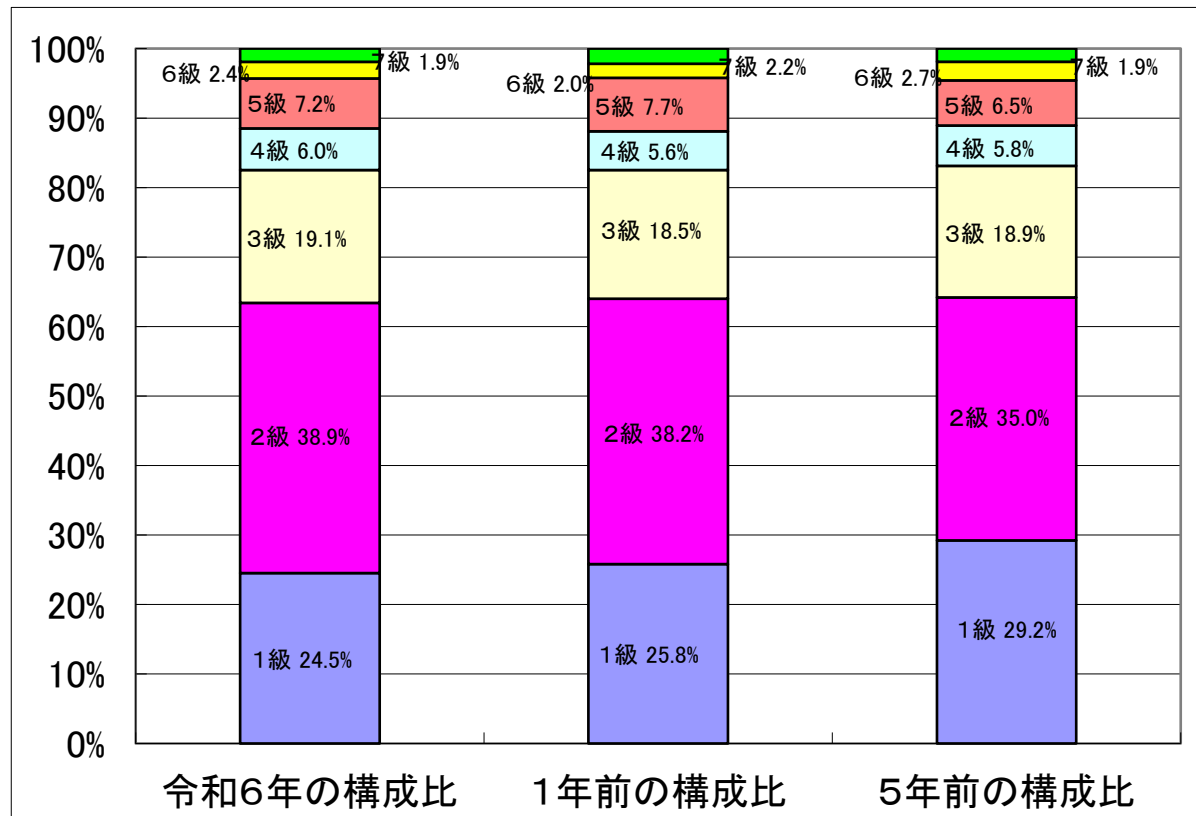
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

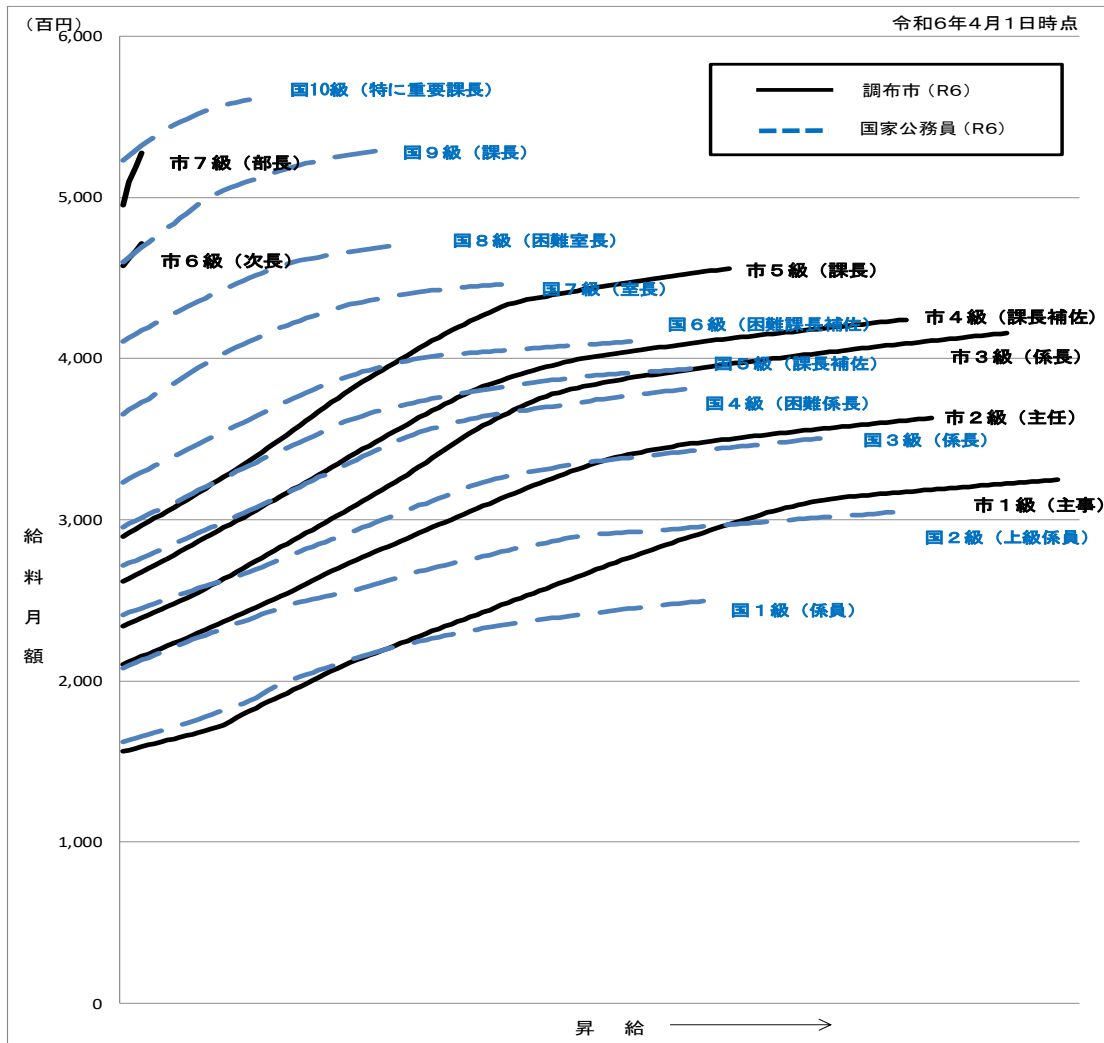
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	223 人	24.5 %	156,200 円	324,800 円
2 級	主任	354 人	38.9 %	210,100 円	363,100 円
3 級	係長	174 人	19.1 %	233,800 円	415,800 円
4 級	課長補佐	55 人	6.0 %	261,600 円	424,200 円
5 級	課長	66 人	7.2 %	289,700 円	455,800 円
6 級	次長	22 人	2.4 %	457,700 円	471,200 円
7 級	部長	17 人	1.9 %	495,000 円	527,700 円

(注) 1 調布市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(調布市)

令和「6」年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分		○	○	○	○
上位, 標準の区分					
標準, 下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

調布市	東京都	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,725 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,907 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

区分	調布市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1,392 千円	21,801 千円	—	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		820,199 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		609,360 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
調布市	16 %	1,332 人	16 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			99.8
(ラスパイレス指数)			99.8

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、平成22年4月から全廃。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	316,347 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	236 千円
支給実績(令和4年度決算)	381,812 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	281 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	①扶養親族である子 9,000円(子が満16歳の 年度初めから満22歳の 年度末まで13,000円) ②子以外の扶養親族 6,000円 ※①・②ともに部長職・ 次長職は支給なし ※②課長職・課長補佐 職は3,000円	異なる	支給対象 者の区分と 金額が相 違	91,303 千円	196,774 円
住居手当	世帯主(これに準ずる 者を含む)のうち、満34 歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間 にある者で自ら居住す るため住宅を借り受け、 家賃を支払っているも のに15,000円 ※家賃が月額15,000円 に満たない場合は、そ の家賃の額	異なる	支給要件と 金額が相 違	24,056 千円	155,198 円

通勤手当	①交通機関を利用 運賃等相当額 ②交通用具(自転車等)を使用 片道の使用距離に応じた額	異なる	交通用具使用者の使用距離区分が相違	108,899 千円	93,959 円
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給給料月額100分の25を超えない範囲内において定める額	異なる	支給区分と金額が相違	179,827 千円	1,039,460 円
管理職員特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合 8,000円～12,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、12,000円～18,000円) ②管理職手当の支給対象となる職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 4,000円～6,000円	異なる	支給金額が相違	277 千円	13,190 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25を乗じて得た額の合計額	同じ		- 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間あたりの給料等の額に100分の135を乗じて得た額の合計額	同じ		3,123 千円	22,795 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,035,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,035,000 円／ 940,000 円
	副 市 長	895,000	円	895,000 円／ 715,000 円
報 酬	議 長	640,000	円	640,000 円／ 500,000 円
	副 議 長	580,000	円	580,000 円／ 420,000 円
	議 員	550,000	円	550,000 円／ 400,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.65 月分		
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.65 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×400/100×在職年数	(1期の手当額) 16,560,000 円	(支給時期) 任期満了時
	副 市 長	給料月額×300/100×在職年数	10,740,000 円	任期満了時
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

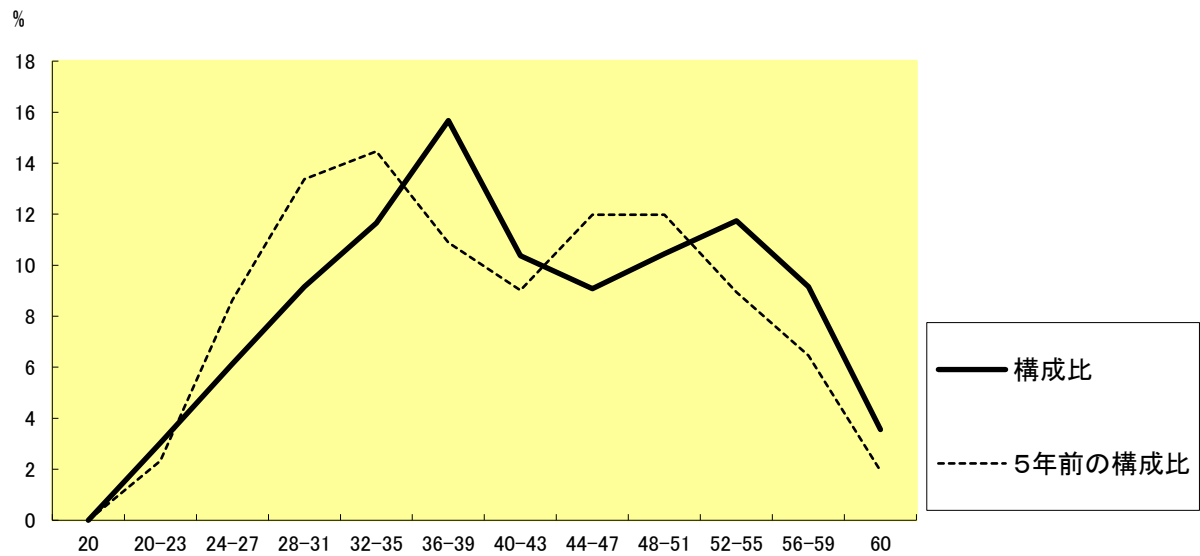
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	12	12	0	政策的強化による増員
		総務	254	258	4	
		税務	81	80	△ 1	
		民生	409	405	△ 4	
		衛生	106	101	△ 5	体制の見直しによる減員
		労働	3	3	0	
		農林水産	6	6	0	欠員補充職員の減員
		商工	15	16	1	
		土木	138	136	△ 2	
		計	1,024	1,017	△ 7	<参考>人口1万当たり職員数 42.51人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 45.11人)
	教育部門	215	217	2	業務量増による増員	
	小 計	1,239	1,234	△ 5	<参考>人口1万当たり職員数 51.58人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.34人)	
公 営 企 業 等	下水道		17	17	0	
	その他		59	59	0	
	小 計		76	76	0	
合 計			1,315 [1,392]	1,310 [1,392]	△ 5 [0]	<参考>人口1万当たり職員数 54.76人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	40人	81人	121人	154人	207人	137人	120人	138人	155人	121人	47人	1,321人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	977	990	996	1,018	1,024	1,017	40 (4.1 %)
教育	212	216	213	219	215	217	5 (2.4 %)
普通会計	1,189	1,206	1,209	1,237	1,239	1,234	45 (3.8 %)
公営企業等会計	88	91	88	81	76	76	△ 12 (△ 13.6 %)
総合計	1,277	1,297	1,297	1,318	1,315	1,310	33 (2.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。